平成２９年（フ）第２０３１号
福岡県宗像市江口1250番地10　ドリーム・ハウス102号
破産者　戸田　真弓（旧姓河野）
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０９２号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東４丁目３番20―507号　エバーライフ長者原
破産者　松尾こず恵
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１号
福岡市博多区東光寺町１丁目15番25―102号
破産者　烏谷　栄吉
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５２号
福岡市東区和白東１丁目18番1203号
破産者　吉村　信子
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６９号
福岡県大野城市大城３丁目10番38号
破産者　岩本　圭子
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０６１号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目95番地　レオパレスレインボータウン106号
破産者　横尾　憲道
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０６２号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目95番地　レオパレスレインボータウン106号
破産者　横尾しのぶ
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４８号
富山市文京町１丁目２番地６
破産者　沼　　洋二
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４５号
富山市布市新町136番地２
破産者　瀬戸こと　瀬戸　　勲
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８０号
岡山県倉敷市福井68番地３　ラフルールＢ101
破産者　西山　　徹
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
岡山県倉敷市玉島長尾474番地５
破産者　塩見　節子
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
岡山県浅口郡里庄町大字里見3328番地３
破産者　奥野　昭二
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１５６１号
東京都港区芝浦１丁目６番41―308号
破産者　呉　　基成
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７０号
福岡市早良区脇山２丁目３番18号
破産者　森口　文子
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１３０号
福岡市博多区美野島４丁目１番22―404号
破産者　三好　美砂
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３１４号
札幌市北区北25条西４丁目１番10―202号
破産者　數瀬　晴夏（変更前の名仁秀）
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９９号
札幌市西区発寒５条３丁目９番20号　コーポ中央第１―Ｄ号
破産者　津田　幹也
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９２号
青森県八戸市大字新井田字外久保44番地12
破産者　熊谷　拓治
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３４２号
宮城県黒川郡大和町吉岡字上柴崎63番地の１　Ｉ・Ｓａｎｃｔｕａｒｙ Ⅲ103、従前の住所仙台市泉区紫山４丁目11番地の３
破産者　徳原　　岬
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係